

○環境省告示第八十号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年總理府通商產業省令第二号）第一条の五第三項の規定に基づき、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びそ  
年十月環境省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月五日 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め ○ 化学的酸素要求量についての総監視規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成十八年十月環境省告示第百三十四号)

(略)		八九		(略)		(略)		(略)		番整号理	
(略)		紙機 製造業 すき和		(略)		業性水 ぶ化 あどう 精め 糖 製・糖 造異・		(略)		他業種 の区分の	
(略)		六〇		(略)		五〇		(略)		化学的 酸素要求量 〔単位 つきミリグラム に〕	
(略)		七五		(略)		八五		(略)		(1)	
(略)		六〇		(略)		五〇		(略)		(2)	
(略)		七五		(略)		六〇		(略)		(3)	
(略)		六〇		(略)		三〇		(略)		備 考	
(略)		七〇		(略)		四〇		(略)			
(略)		すぞひはす るれ(2)、る る。一(口)第も 一の三の 〇値に はの工 九、(1)あつ 〇そ(口) とれ及て 有		(略)		(略)		(略)			
(略)		九二		(略)		(略)		(略)			
(略)		造段 業ボ ール製		(略)		(略)		(略)			
(略)		一〇		(略)		(略)		(略)			
(略)		六〇		(略)		(略)		(略)			
(略)		一〇		(略)		(略)		(略)			
(略)		五〇		(略)		(略)		(略)			
(略)		一五		(略)		(略)		(略)			
(略)		三〇		(略)		(略)		(略)			

							一一五	
二〇〇	(略)	二〇五	(略)	二一九	(略)			
病院		器報造機くもに造電デ電 具通業械の掲業子バ子 製信又器回イ部 造機は具電をげ(前路品 業械情製氣除る項製・・		料料物環 製・式 造有合 業機成中 顔染間			間脂肪族 製造業中	
三〇〇		一〇		五〇			六〇	
四〇〇		一〇		八〇			七〇	
三〇〇		一〇		五〇			六〇	
四〇〇		一〇		八〇			七〇	
三〇〇		一〇		三〇			五〇	
四〇〇		一〇		四〇			六〇	
とび三も尿以平 す(3)欄の淨後成 る(口)に化に十 °の(1)あ槽設八 値(口)つを匂年 は、て使さ二 (2)は用れ月 三(口)、する一 〇及第るし日			二〇九欄のに料合 〇〇の値あ中成 〇二、順はつ間染 と〇二序、て物料 す〇〇にそはの又 る。一〇從れ、製は 九一、いぞ第造合 〇九一、れ三工成 〇九一、同欄程染	(略) 〇〇〇い同のあり と、欄值つンエ す一一のはて製ビ る三三四順は、造ク 〇〇〇、序そ、第 〇〇〇、序そ、第 一一にぞ三程ヒ 四四五從れ欄にド	(略) 〇〇〇い同のあヒ又を と、欄值つドは用塩〇〇五、いれ欄に水青 八一のはてのアい素と、同のあを酸 一〇〇順は、造トア合 〇〇〇、序そ、第 〇〇〇、序そ、第 一一にぞ三程ルト触 す、一從れ欄にデン媒	(略) る八〇い同のあヒ又を と、欄值つドは用塩〇〇五、いれ欄に水青 八一のはてのアい素と、同のあを酸 一〇〇順は、造セタ化す一二二欄值つ排誘 〇〇〇、序そ、第 〇〇〇、序そ、第 一一にぞ三程ヒ 四四五從れ欄にド	(略) る八〇い同のあヒ又を と、欄值つドは用塩〇〇五、いれ欄に水青 八一のはてのアい素と、同のあを酸 一〇〇順は、造セタ化す一二二欄值つ排誘 〇〇〇、序そ、第 〇〇〇、序そ、第 一一にぞ三程ヒ 四四五從れ欄にド	二二四にれ第工有

							一一五	
二〇〇	(略)	二〇五	(略)	二一九	(略)		間脂肪族 製造業中	
病院		器報造機くもに造電デ電 具通業械の掲業子バ子 製信又器回イ部 造機は具電をげ(前路品 業械情製氣除る項製・・		料料物環 製・式 造有合 業機成中 顔染間				
三〇〇		一〇		五〇			六〇	
六〇〇		三〇		一〇〇			七〇	
三〇〇		一〇		五〇			六〇	
四〇〇		三〇		八〇			七〇	
三〇〇		一〇		三〇			五〇	
四〇〇		三〇		四〇			六〇	
とび三も尿以平 す(3)欄の淨後成 る(口)に化に十 °の(1)あ槽設八 値(口)つを匂年 は、て使さ二 (2)は用れ月 三(口)、する一 〇及第るし日			二〇九欄のに料合 〇〇の値あ中成 〇二、順はつ間染 と〇二序、て物料 す〇〇にそはの又 る。一〇從れ、製は 九一、いぞ第造合 〇九一、れ三工成 〇九一、同欄程染	(略) 〇〇〇い同のあり と、欄值つンエ す一一のはて製ビ る三三四順は、造ク 〇〇〇、序そ、第 〇〇〇、序そ、第 一一にぞ三程ヒ 四四五從れ欄にド	(略) 〇〇〇い同のあヒ又を と、欄值つドは用塩〇〇五、いれ欄に水青 八一のはてのアい素と、同のあを酸 一〇〇順は、造セタ化す一二二欄值つ排誘 〇〇〇、序そ、第 〇〇〇、序そ、第 一一にぞ三程ヒ 四四五從れ欄にド	(略) る八〇い同のあヒ又を と、欄值つドは用塩〇〇五、いれ欄に水青 八一のはてのアい素と、同のあを酸 一〇〇順は、造セタ化す一二二欄值つ排誘 〇〇〇、序そ、第 〇〇〇、序そ、第 一一にぞ三程ヒ 四四五從れ欄にド	(略) る八〇い同のあヒ又を と、欄值つドは用塩〇〇五、いれ欄に水青 八一のはてのアい素と、同のあを酸 一〇〇順は、造セタ化す一二二欄值つ排誘 〇〇〇、序そ、第 〇〇〇、序そ、第 一一にぞ三程ヒ 四四五從れ欄にド	二二五にれ第工有

限上五対定法すの二号三五〇法  
しるの〇象しにる表条百年昭施建尿  
づも一人たよ算に第第三政和建築淨  
の人員処り定規一三十令二行基化  
に以が理算方定項十八第十令準構

二〇

五〇

三〇

五〇

三〇

五〇

二〇

(五) 檻に尿き処よ構上号十基  
のあをる理り造のに二準四  
値つ処方す高の基規条法の  
はて理法る度し準定第施う  
はすにこに尿をす三行ち、  
そ、るよとし淨満る項令  
れ第もりが尿化た技第建  
ぞ三のしでを槽す術二三築

(四) は(2)はれ一  
(四)、る日平  
〇〇にれ、るよとし淨構定つさ十平  
四、従ぞ三もりが尿化造すれ一成  
四、いれ欄のしでを槽をる。日十  
〇〇、同のに尿き処よ有表第二も前年  
す四〇のあをる理りすに二も前年  
す四〇の値つ処方す高る定欄のに一  
る〇、順は、て理法る度しめにで設月  
値。值、てさ月

(三) 一四序そはすにこに尿る規あ置三  
〇〇にれ、るよとし淨構定つさ十平  
四、従ぞ三もりが尿化造すれ一成  
四、いれ欄のしでを槽をる。日十  
〇〇、同のに尿き処よ有表第二も前年  
す四〇のあをる理りすに二も前年  
す四〇の値つ処方す高る定欄のに一  
る〇、順は、て理法る度しめにで設月

(二) るの(1)てる十省五  
と四の(1)はを、〇対よあ置三  
す〇の及は前二告十(-)  
する。は(2)の号示五の  
は(1)第もが第年う  
四及び三の適千七ち、  
〇び欄に用二月  
と(3)のあさ百建昭  
す(四)(1)つれ九設和

(一) と四の(1)はを、〇対よあ置三  
除(三)〇象りつさ十平  
は(2)第くに人人算てれ一成  
四の(1)第もが第年う  
五、そ及び欄あるの五た二行  
四ぞ(3)のつもも、処欄のに一  
五れ(四)(1)ての〇理にで設月

限上五対定法すの二号三五〇法  
しるの〇象しにる表条百年昭施建尿  
づも一人たよ算に第第三政和建築淨  
の人員処り定規一三十令二行基化  
に以が理算方定項十八第十令準構

二〇

七〇

三〇

五〇

三〇

五〇

二〇

(五) 檻に尿き処よ構上号十基  
のあをる理り造のに二準四  
値つ処方す高の基規条法の  
はて理法る度し準定第施う  
はすにこに尿をす三行ち、  
そ、るよとし淨満る項令  
れ第もりが尿化た技第建  
ぞ三のしでを槽す術二三築

(四) は(2)はれ一  
(四)、る日平  
〇〇にれ、るよとし淨構定つさ十平  
四、従ぞ三もりが尿化造すれ一成  
四、いれ欄のしでを槽をる。日十  
〇〇、同のに尿き処よ有表第二も前年  
す四〇のあをる理りすに二も前年  
す四〇の値つ処方す高る定欄のに一  
る〇、順は、て理法る度しめにで設月  
値。値、てさ月

(三) 一四序そはすにこに尿る規あ置三  
〇〇にれ、るよとし淨構定つさ十平  
四、従ぞ三もりが尿化造すれ一成  
四、いれ欄のしでを槽をる。日十  
〇〇、同のに尿き処よ有表第二も前年  
す四〇のあをる理りすに二も前年  
す四〇の値つ処方す高る定欄のに一  
る〇、順は、て理法る度しめにで設月

(二) オれ(1)(1)てる十省五  
と四の(1)はを、〇対よあ置三  
すぞびの号示五の  
する。は(2)第もが第年う  
五、並三の適千七ち、  
〇そび欄に用二月  
れにのあさ百建昭  
四ぞ(2)(1)つれ九設和

(一) とれ及はを、〇対よあ置三  
除(三)〇象りつさ十平  
は(2)第くに人人算てれ一成  
四の(1)第もが第年う  
五、そ及び欄あるの五た二行  
四ぞ(3)のつもも、処欄のに一  
五れ(4)(1)ての〇理にで設月

2 1

附  
則

別表第二  
(略)

この告示は、公布の日から適用する。  
2 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第二百三十八号)第四条の五第一項及び第二項に基づき、都道府県知事が定める化学的酸素要求量についての総量規制基準の適用の日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るC<sub>c</sub>、C<sub>co</sub>、C<sub>ci</sub>及びC<sub>ci</sub>の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。